

令和7年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和7年9月8日（月曜日）午前9時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第49号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第50号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第51号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第53号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第54号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事その2）
第55号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第56号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第57号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
認定第2号 令和6年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和6年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和6年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和6年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について
認定第8号 令和6年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教 育	長	池田 和博君	企 画 部 長	内 田 守君
総 務 部 長		菅沼 秀浩君	参事(税務担当)	稲 熊 公孝君
危 機 管 理 監	長	谷 優一郎君	住民こども部長	三 浦 正義君
健康福祉部長		谷 川 啓君	参事(健康保健担当)	相 川 美代子君
環境経済部長		大 熊 隆之君	建 設 部 長	鳥 居 靖久君
上下水道部長		齋 藤 啓一君	消 防 長	山 本 秀幸君
教 育 部 長		山 本 晴彦君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議御苦労さまです。ここで総務部長から発言の申出がありましたので発言を許します。

総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。質疑、事前要求資料につきまして、お手元に本日配付をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣野房男君） 続きまして、危機管理監から発言の申出がありましたので、発言を許します。

危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和7年9月5日に愛知県を通過しました台風第15号につきまして、台風第15号に伴う災害対策本部設置状況を議会事務局を通じて、本日配付させていただきます。幸い、幸田町には大きな被害はございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の資料につきましては、9月5日時点での被害状況でありますので、その後、各区等から被害報告がありましたら、情報を取りまとめた上、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（廣野房男君） ここで御報告します。9番、鈴木久夫議員は疾病のため、本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 藤本和美議員及び2番、吉本智明議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第49号議案から第57号議案までの9件と、認定第2号議案から認定第8号議案までの7件を一括議題とします。

説明は終わっておりますのでこれから質疑を行います。

質疑の方法は議案番号順に行い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第49号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

○14番（丸山千代子君） 今回の改正で妊娠出産等について申出をした職員に対して、出生児両立支援制度等の周知及び意向確認をする。そしてまた、育児両立支援制度等の周知をすることに対して、どのように行っていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 妊娠や出産についての申出をした職員、また3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、妊娠出産育児等に関する制度をまとめたパンフレットを配付し制度の周知を行います。

またそれらの職員は今後制度の利用を希望するかどうかについて、こちらについては書面にて意向確認、こういったことを行う予定でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） パンフレット等で職員に周知をしていくということでございますけれども、やはりこうしたことは常に毎年周知をしながら取りやすい制度にしていきたいというふうに思うわけでありまして、こうした意向に配慮するための対策と、そしてそれに対して補充等もあるわけでございますので、措置について伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 子育てに関する制度を利用しやすい職場環境づくりといたしましては、引き続き適切な人員配置また育児代替の任期付職員や会計年度任用職員、これらの配置等により整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 人員配置をきちんと行うということでございますけれども、こうした制度を取りやすい制度にしていくということは、人員配置が最も大事ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。しかしながら今幸田町の職員体制におきましては、そうした体制が通常におきましてもなかなか取られていないことも多いというふうに思うわけでございますけれども、そうした職場環境によっては、また部署によっては取りにくいところもあるわけでございます。その辺のところをどう補強していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 現在のところ育児育休の代替の職員、またその場で任期付職員、会計年度任用職員配置ができればいいんですけれども、実際のところ全てきちんと配置ができるような状況にはなっていないところもございます。また人員配置によって育休等取られる方のカバーをしなければいけない職員等、こちら出てきておるわけですが、なるべくもう任期付を一番最初につけたいわけなんですけれども、それでも駄目であれば、会計年度を何とか探して配置をしていくというような形で職員一丸となって努めていくということでやっております。お願いします。

○議長（廣野房男君） 14番丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

1 番、藤本和美議員の質疑を許します。

1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 議案関係資料 1 2 ページの改正の概要 1 にあります。部分休業をすることができない職員と書かれておりますが、どの職員のことを指すのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 基本的には時間数の少ない勤務をされている職員ということでありますが、育児短時間勤務職員や 1 週間の勤務の日が 3 日未満の非常勤職員等が部分休業の対象とならないということになっております。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） では第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業は、育児しながら働く職員にとっては大変魅力的な制度ではありますが、最大限これ取得した場合無給だったと思うんですが、給料やボーナスにどのぐらい影響があるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 部分休業により勤務しなかった場合につきましては、その分は無給になり給与は減額をされます。具体例を申しますと、第 1 号部分休業、こちらは 1 日の最大の時間が 2 時間、こちらの部分休業でありますけれども、毎日取得した場合、ひと月当たりの給与は約 25% の減額ということになります。月の給与が 30 万円の場合は、支給される金額は 22 万 5,000 円ということになります。

また、第 2 号部分休業で 1 日の部分休業を年間 10 日取得した場合、こちらはボーナスを除く年間の給与であります約 5% の減額になります。例えばひと月の給料が 30 万円の場合、年間で 360 万円ということになりますがその 5% が減額されるということですので、342 万円というふうになります。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 第 1 号部分休業の給料が 22 万 5,000 円になるということですが、これボーナスの場合、どのぐらい減少するのかというのはお分かりになりますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） ボーナスの詳細につきましては期末手当というのは減額されません。勤勉手当につきましては約 5% に減額になりますので、例えばボーナスの額が 60 万円の場合につきましては、支給される額は 57 万円と、こういった額になります。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 育児短時間勤務と部分休業の違いについて御説明をお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 違いについてであります。いずれも小学校就学前までの養育する制度でございます。育児短時間勤務につきましては、通常の勤務時間より短い時間で勤務をする制度であります。1 日の勤務時間が半日程度で週 5 日勤務するケース、また、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分で週 3 日勤務するケースなどがございます。現在の部分休業につきましては 1 日 7 時間 45 分の勤務のうち、初めの 1 時間を遅らせて終わ

りの１時間早くするこういった退勤がございますが、１日２時間勤務を短くすることができるのが部分休業というふうになります。

○議長（廣野房男君） １番、藤本議員。

○１番（藤本和美君） 第１号部分休業と第２号部分休業と今回分かれておりますが、これ両方とも利用することができるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 部分休業につきましては年度ごとに第１号部分休業または第２号部分休業のいずれかを選択することになっておりますので、同一の年度内に両方を併用することはできません。しかし、今年度に限り１０月の１日からスタートということでございますので、改めて第１号部分休業から第２号部分休業に変更ということは可能であります。

○議長（廣野房男君） １番、藤本議員。

○１番（藤本和美君） １０月１日施行とありますが、漏れなく職員に周知するための周知の時期と方法について伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 周知であります。こちらにつきましては既に関係の方にはパンフレット等をお渡ししておるわけなんですけれども、これにより順次９月中に皆さんに対象者に周知をしまして、施行していくということになります。

○議長（廣野房男君） １番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

次に、１１番、藤江徹議員の質疑を許します。

１１番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 議会関係資料の中の改正の概要のところでは第２項のところでですね既存の育児部分休業を第１号部分休業として、改めて、従来第１号でついてなかったのを第１号とつけました。今回の分を第２号と称しております。この第１号、第２号何でわざわざこういうふうに区分するのか、その辺の理由がありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 幸田町職員の育児休業に関する条例の上位法でございますが、これが地方公務員の育児休業等に関する法律の第１９条第２項第１号で、この１号という部分で既存の部分休業を定めております。

今回この同項の第２号で新設されたということでありまして、第２号部分については定めておりますので、区分をする形ということとなっております。

○議長（廣野房男君） １１番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 内容は分かりました。もう一つの質問ですけれども、第２号部分休業、改正の概要の５番目の項目に書いてありますけれども、非常勤職員以外の者、通常の正規職員等々の方々だと思いますけど、これ７７時間３０分が一応上限ですよっていうふうに記載されております。ところがこれ実際に取る、休業を取る単位が１時間単位ですよっていうことなんですけども、この３０分っていう端数がちょっと整合性がなくなっちゃうんですけども、どういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 第2号部分休業の上限時間を計算する場合でございますが、1日の勤務時間が7時間45分であります。それを10日間ということで、7時間45分掛ける10日間、こちらを計算しますと、77時間30分ということで30分の形が出てきます。1日単位で取得すれば10日ということできっちり使い切ることができるんですけども、1時間ごとにとっていきますと、30分残ります。この30分残ったもののなんですけど、途中で30分の刻みで取ることはできませんが、最終的に全て使い切る形でありましたら、この30分を取得するということができるという内容でございます。

○議長（廣野房男君） 11番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 最終的に使い切ると今説明ありましたけども、1時間単位で申請すると、30分はどういうふうにするんですか。ちょっとよく分かんないんですけども、使い切るというのは1時間単位で使い切るっていうことになっているんだろうと思いますけども、その残った30分、30分申請できない。だけど使えない。どうしようかとなると、あとは捨てるっていうことしかなくなっちゃうと思うんですね。その辺についてどう、その整合性がよく分かんないのもう一度説明をお願いしたいんですが。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 実際には7時間45分の10日ということでありますので、最大の上限を計算するときに30分の端数が出てしまうということなんですけれども、1時間単位を77時間、30分を取って77時間取った後に30分だけ最後に残ったという場合には、こちらにつきましては30分の単位で取ることができるというものであります。通常1時間という取決めがありまして、途中の、最小と途中1時間は取れないんですが、もう最後に30分しか残ってない。これは上限もありますように30分が残されて権利でございますので、30分これで全部ゼロになるという場合の30分は取れるということであります。

○議長（廣野房男君） 11番藤江徹議員の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） ビラの単価とポスター単価の限度額の引上げということで、物価高騰で印刷代も高くなってきましたが、町内の印刷会社を使うことが選挙の場合は多いかなと思います。町内の印刷会社へのこの金額で作成できるかどうかのヒアリングはされているのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） こちらの印刷会社への価格につきましては、仕様等をいろいろございますので価格確認はしてないということであります。理由としましては、今回の条例の一部改正によるビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額、こちらのほうは国基準に合わせたということでもありますので、意味合いとしましては候補者間の公平性を確保する上で、適正な基準ということで認識をしておるところでございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） それでは今までの選挙の金額の実績と勘案しまして、カバーできる
妥当な金額なのかを伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 直近で言いますと、令和5年4月23日の町議会議員選挙、こ
ちらにつきましてビラの作成につきましては実際の申請5件ございましたが、5件のう
ち4件が限度額内でありました。またポスターにつきましては申請21件ございました
が、全件がこの限度額内でありました。実績に照らし合わせますと、今回の施行令に準
じた額というのは妥当な金額だというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

14 番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14 番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町障害者地域活動支援センターの業務の内容が、就労移行支
援を業務内容から外すというものでありますけれども、説明の中ではこの利用がないと
いうことで外すということでありましたが、利用がないのはなぜなのかを伺いたいと思
います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 幸田町障害者地域活動支援センターでは、就労支援として、
主に就労継続支援B型を行っております。就労継続支援B型は一般就労は難しいが、日
中工賃を得て活動する人が中心に利用するサービスです。就労移行支援は、一般の会社
で働く一般就労を目指すサービスであるため、就労継続支援B型と就労移行支援では、
対象者や目的が大きく異なることから、同じ事業所内で行う就労移行支援の利用がなか
ったと考えられます。

また、就労移行支援は既に他の民間福祉サービス事業者が広く展開されていますので、
そちらを利用することで、需要は十分に満たされていると考えております。

○議長（廣野房男君） 14 番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この就労移行支援につきましては、A型B型とあるわけござい
ますけれども、この今回の地域活動支援センター、この場合はB型ということで町内
にも何か所かございます。しかしながら、この地域活動支援センターに今通所している
方で、やはりこの業務に対して希望があった場合、そうした場合はですね、どう対応す
るのかということでありまして、民間等へのあっせんがあるのかどうなのか、そ
れとも、通所を2か所にまたがってやっていくのかどうなのか、その辺のところはどの
ように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 幸田町が民間企業、事業所へのあっせんはいたしません。

就労移行支援とは、障害者の一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作
業や実習、適性に合った職探し、就労後の職場定着のための支援であります。就労移行
支援事業所は、相談支援、町内に3中学校区別に相談支援事業所がございますが、障害

者をアセスメント、利用者の状況ですとか、能力、ニーズ、生活環境などを多角的に集積分析し課題を確認した上で、本人に確認し合意を受けて、本人の希望や課題に基づいて支援計画を策定し、本人に確認し合意を受けて決定いたします。本人が複数の事業所を見学体験して、通いやすさや自分の生活リズムなどを考慮して、相談員の協力を得ながら、自分に合ったところを選ぶのが一般的であります。そのため行政が一般的に民間企業や事業所をあつせんすることはありませんが、そういった相談所につきましては、あつせんといいますか、紹介をしていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 地域活動支援センターは、愛恵協会が指定管理者として指定を受けて業務を行っているわけであります。そうしたところにおきまして、やはり民間と言いますけれども行政が指定管理としてやっているところでありますので、そこへ通っている通所している方たちが、やはり少し就労支援にそうした活動をやりたいということがあるならば、民間等の複数の、両方通いながらやっていくとそういうのが可能なのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 一般就労を求める方につきましては先ほど申し上げたとおり町内に3中学校区別に相談支援事業所というものがありますので、まずそこに御相談していただき、その相談事業所が民間のそういう就労移行支援事業所をいろいろ自分に合ったところを紹介して、手助けというか、伴走といいますか、そういったことをやりながらやっていきたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 以前は、ここの地域活動支援センターもそうした就労支援というものもやっていたわけでありますけれども、今だんだんと細分化されてきて、それが、地域活動支援センターですと、かなり障害のほうがどちらかというと重いということで一般就労にできないとそういうことで、ここの就労移行支援業務を外したのかどうか伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） かつてはこれをやっていた時期につきましては、大きなことを言うと、就労移行支援事業を立ち上げますと、当然人を配置することがあります。配置する費用につきましては町からの委託料という形になりますので、そういった面でも実態のないとか、利用者がいないとか、需要がないところに、そういった委託料という形で過去はやっておりましたけども、長年言い方は悪いですけど、事業所としては赤字続きという形になってしまいますので、今回につきましては、つどい作業所につきましては議員おっしゃるとおり、重い方が中心の作業所でございますので、適材適所といいますか、重い方はつどいの家、一般就労を目指す方につきましては、既に広く民間事業者が展開されておりますので、そちらのほうを通じて一般就労に向けてやっていったほうが適切だと思い、今回上程させていただきました。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、この施行期日が10月1日からというふうになっ

ておりますけれども、この令和7年度におきまして委託料は今回の業務の内容も、例えば9月いっぱいまでとかということで委託料も入っているのかどうなのか伺いたと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 委託料につきましては既に前年、2年ぐらい前から指定管理料から外しておりますので、委託料は発生してませんし、人の配置も既にされてないという状況でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、そもそも最初から、2年前からはもうこうした業務はやらないよということで行ってきたということであるならば、これは、もともと本来やっていくそうした業務がやられない、利用がない、そういう中で、継続ができなかったということ言えば、この福祉サービスが後退をしたということにつながらないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 少し私の説明が違ってるというかニュアンスが違ってお伝えして申し訳ありません。当初指定管理したときには、当然この業務はやっておりましてけども、やっていく上でもともと直営時代に利用者のために作業上自立支援に基づいて一般就労を志しましたが、1年程度で、やはりここに通っている方については、就労継続支援B型の利用者が多いということで当初はやっておりましたが、途中から役割分担という形でやって途中からやめたというのでございますので、最初は一般就労を目指して何とかということでありましたが、需要がなく今としてはもう、ほかの事業所のほうが十分に、一般のホームページを見ますと、私の会社は何万社と提携あります、私の就労移行事業所は精神が得意ですとか、そういった身体ですとかそういったコース分けで、皆さん来てくださいというような、十分に民間の事業者が整ってございましたんで、今回改正させていただいたものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の入札に当たって15社を選定をしております。そのうち12社が辞退ということになっておりますが、この12社が辞退した理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 辞退理由につきましては、入札時に提出された辞退届の記載や、該当業者への聞き取りによりますと、いずれの業者も体制が整わない旨の理由でござい

ました。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 体制が整わないで辞退に陥ったということでありますけれども、こうした入札に当たって辞退する業者っていうのが増えてきているわけでありまして、6月議会でもございましたように、こうした空調関係につきましては、辞退が多いということは、あらかじめ選定業務に当たって分かっていたことじゃなかったかと思うんですけれども、その辺のところはどうだったのかというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 前回も含めて、辞退が空調に関しては多いということでありましたので、今回も前回に比べて増やして15社ということで入札を行っております。これは実際に入札をしたときに、札を入れていただける業者がないこともあるということもありますので、なるべく業者を多くして入札を行っているというような状況であります。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 入札参加業者の中で15社のうち12社が辞退ということで、残りは3社ですよね。3社のうちの1社が落札をする。落札をした以外のあとの2社、これ金額、執行調書を見れば分かるわけでありまして、金額が同じ金額ということで、これは偶然なのかどうなのか、その辺について伺いたい。どのようにこの案件について思われたのかを伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 本件の発注に当たりましては、令和6年度に実施しました3小学校体育館空調工事実施設計業務その2の成果品を基に設計を行い、各社へ指名通知において、予定価格1億9,680万円、こちら税抜きです、を事前に示した上で、指名競争入札に臨んだものでございます。2社の入札金額が同額であったことにつきましては、各社において、設計図書に基づいて積算され、採算性も踏まえてそれぞれにおいて算出された金額の結果であると解しております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この落札金額について、1億9,000万円ということで、第1回で落札をされているわけでありまして、その設計に対しては、先ほど言われたように1億9,860万円ということで示したということでありまして、この落札率を見ますとどうなのかということでありまして、また、こうした予定価の立て方、この予定価が採算性が本当に取れるのかどうなのか、相当業者に負担がかかるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどのように予定価を立てられたのか、設計価格、設計額を出されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 落札率96.54%でありましたけれども、応札3社については競争も働いており、妥当な価格帯により落札されたものと評しております。

それから先ほどもこの予定価につきましては、令和6年度に実施しました3小学校体

育館空調工事実施設計業務その２の成果品を基に設計しておりますので、そちらのほうも適正であったかと思っております。

○議長（廣野房男君） １４番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、１１番藤江徹議員の質疑を許します。

１１番、藤江議員。

○11番（藤江 徹君） 私からの質問は先ほどの丸山議員の質問の答弁で、アンサーが出ますので、私の質問は終わります。

○議長（廣野房男君） １１番、藤江徹議員の質疑は終わりました。

以上で、第５４号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第５５号議案の質疑を行います。

１４番、丸山千代子議員の質疑を許します。

１４番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ２０款１０項１０目について伺いたいと思います。

今回の定額減税のこれが今まで漏れていたと、そういう方たちに対しての対応でありますけれども、今回想定以上の対象者が見込まれたということではありますが、この対象者についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 予算編成時は３，０００人を想定しておりましたが、今回補正に当たっては、４，６００人程度を見込んでおります。

○議長（廣野房男君） １４番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 対象者が想定以上に多かったということで、３，０００人を見込んだものの、４，６００人もあったということではありますが、それはなぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 前年度やった不足給付金につきましては令和５年度の所得を推計しまして、令和６年度に給付したということで、正直今回の見込み違いというのがありますが、金額については補正なかったように、偶然結果オーライ的なところが正直ある状態でございます。何分皆さんの個人個人の所得の増減等に応じてやっていく制度でございますので見込みがなかなか難しかったというのが正直な感想でございます。

○議長（廣野房男君） １４番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の定額減税の対象者につきましては、これは申請によるものなのか、それとも、これはそのまま本人通知で振り込まれるものなのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 周知方法につきましては広報やホームページでお知らせするとともに、町の方では税務課と連携しまして、課税状況や調整給付金の支給状況等を確認できる対象者には全て原則、個別に直接確認書など申請書を送付しております。

○議長（廣野房男君） １４番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） これは振込ということではありますが、例えば、対象者であ

りながら、そうした振込ができないと、分からないというそういうことの漏れっていうのはないのかということでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 議員おっしゃるとおり全ての方が役場のほうに口座登録あるわけではありませんので、そういった方については口座の振込先の申請のお願いをしております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） こうした対象者について言えば、どちらかという高齢者の方が多いんじゃないかなというふうに思います。そうした点で、通知をするということでありますけれども、この通知が本人が確認できないとか、そうしたときにどのようにしていくのかということであります。定額減税の恩恵が受けられないということになりますので、その漏れのないようにやっていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 議員おっしゃるとおりそういった方につきまして、また申請が済んでない方につきましては10月上旬をめどに、こちらのほうから再度問合せというか、案内する予定でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ほんとに申請漏れのないようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、20款15項20目についてであります。坂崎保育園の改修に合わせて調理室が使えないということで、坂崎保育園の給食外部委託をするわけでありますけれども、御承知のように保育園の給食につきましては、ゼロ歳から5歳児まで様々になるわけでございます。そうしたところにおきまして、外部委託するとしたらこの委託先についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今回の坂崎保育園給食の外部委託につきましては、先ほど議員のおっしゃられましたとおり坂崎保育園の今大規模改修工事を施工しております、最終年度となる本年度第4期工事として事務室、乳児室、遊戯室、調理室等の内装改修や電気設備改修、こちらを実施しているところでございます。このうち調理室につきましては11月から翌年1月までの3か月間改修工事を行うことから、この期間における給食の調理ができなくなるため外部委託を行うものでございます。先ほど議員の申されました給食につきましては、ゼロ歳から5歳児まで扱っているわけでございます。今回外部委託させていただきますのは、9月1日現在で3歳以上児57人と、あと保育士等職員20人こちらを合わせまして約77人を見込んでおるところでございます。

外部委託先につきましては、当初保育園におきましては他園調理、他の園で調理したものを運ぶという案もございました。こちらにつきましては園長会議等で熟慮した結果、いろいろな課題があります。例えば食洗機の処理能力ですとか、熱風式保管庫の容量、あと冷蔵庫の容量、あと各園からの排出時間、搬出時間や坂崎保育園の提供時間、こう

いったものをもろもろ考えますと、やはり他園調理がちょっと難しいんじゃないか、他の園、他園調理が難しいのではないかとということで、今回外部委託とさせていただいたものでございます。

この委託先につきましては、これまでも実際わしだ保育園と幸田保育園におきまして、大規模改修工事を行った際に同様に給食の外部委託をしておりました。今後の委託先の決定につきましては、この過去の給食外部委託先の方参考にさせていただきまして、幼児食に対応している業者で、味や硬さなど幼児が食べやすい献立や配達時間、衛生面等を考慮しまして、業者のほうを選定していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） それでは、過去に調理室の改修を行ったところによって外部委託した業者というのは、どこがあったのかをお尋ねしたいと思います。まだ今回、これからだと思いますけれども、その辺のところ、外部委託してそうした問題点があったかなかったか、併せてお尋ねします。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 前回はずね岡崎給食という会社のほうにお願いしたというふうにはお聞きしております。実際どのような問題があったかというのはちょっと私のほうでは把握しておりませんが、今後業者を決めていく中でそういった前回の反省点等を踏まえまして、決定していきたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 次に、35款10項20目についてお尋ねします。

道の駅の関係でございますけれども、道の駅機能強化重点整備事業検討、この盛り込んだ検討内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 盛り込んだ内容ということでございます。現在の道の駅の課題といたしましては、第3ステージの応援パッケージの選定を受けている当駅におきまして、どういった施設を、どういった場所に造るか、またどういった価値を生み出せるかなど、課題を打開するために、道の駅の価値を再定義する必要があるわけであります。

そこで今回のこの補正額をもって検討業務を行っていくわけでありましたが、内容といたしましては、まず道の駅の課題の打開策の検討調査や、防災機能強化のための調査、それからICTを活用しました顧客の分析、さらには全てを踏まえた複数の構想図案の作成などになっております。これによりまして道の駅のどの箇所の機能を強化し、どこに重点を置いた整備が必要となるかというのが見えてくるものとなります。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 道の駅の整備につきましては、駐車場が不足しているとか、あるいは、ここにいろんな機能を持たせていくということで、拡幅計画というものも確か出されているかと思うんですけれども、今回の検討業務の中で拡幅計画も盛り込んだ内容になっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 拡幅計画はあるかというところであります。こちら、さきの一般質問でも少し触れておるわけですが、まず道の駅筆柿里というのは、議員言われるとおり慢性的な駐車場不足が課題となっているわけであります。したがって、駐車場の拡幅計画というのはもちろんでありまして、駐車場拡幅による利用者の増加がさらに見込まれるわけであります。したがってトイレの増設や、あと第3ステージの役割でもあります地方創生観光を加速する拠点としても整備を進めていく構想を持っております。例えばですね、雨天時でも利用可能なキッズパークなどの設置、それから本町特産物のPR並びに収穫体験ができる体験農園などの施設、さらには須美南山地区にあります本町の山林の用地を活用した山道ハイキングコースの設置、そして、将来的には観光地に必須な宿泊施設などの誘致を視野に入れまして、幅広いエリアの拡幅計画を検討していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） あそこの道の駅につきましては高低差がある地域であります。そうしたところを拡幅計画でやっていくとするならば、かなりの費用がかかってくるというふうに思うわけでありましてけれども、そうした金額の見込みといたしますか、そうしたものの含みながら検討していくのかということでありましてけれども、その辺のところはどうなっておりますか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われるとおり、道の駅の施設の東側ですか、東側の梨畑においてはかなり低くなっております。逆に、こちらの道の駅から道路を挟んだ南側は高い施設になっております。当然そちらのほうに行きますと須美南山の今考えていきたいと思っております山道ですね。山道ハイキングコースなどあります。当然その辺りも計算しながら今回の検討業務においてどの程度のものができるのか、どんなふうに進めていけばいいかというところを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 観光事業とかいろんな業務を盛り込んだ内容にしていくと、かなりの財政負担というのが出てくるかというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたものがどんどん進められると幸田町の財政計画にもかなり影響があるわけですが、その辺のところは財政が立ち行かなくなるとそういうことのないようにしていくべきだというふうに思うんですけれども、そうした例えばかなりの大型事業に進んでいくとなるならば、やはりこれはきちんと計画を知らせながらやっていくべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員言われるとおりかなり大きなプロジェクトになってきますので、当然財政的な問題というのは出てくるんであろうなというところは感じておるわけでありまして。この金額的なものというのが、まだあまり計画のほうで、構想の段階でまだ見えていないというところでもありますので、この辺りは財政部局ともを考えたながら、おかしい計画にならないように考えていかなければいけないと思っております。ありがとうございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） またこの道の駅の件につきましてはまた後に回したいというふうに思います。

次に、35款20項15目についてであります。ここの聞入寺の跡の伐採でありますけれども、ここの利用計画というのがどうなっているのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず、聞入寺跡地でありますが少しちょっと長くなってしまいますが、本町の教育委員会が平成30年、令和2年、令和4年の3回にわたりまして遺跡の確認や、発掘調査を行っているところであります。旧本堂が建っていた平地や多くの山の発掘調査を行いましたところ、敷地全体で、敷地全体ということないですね、すいません、場所的において奈良時代から江戸時代にかけての人々が住んでいた跡地というのが確認されておるところであります。特に奈良時代の遺跡の発見というのは本町でも初めての事例ということでありまして、久保田区の聞入寺跡地がですね幸田町の歴史を考える上で大変重要な地域であったということが分かってきておるところであります。したがって、聞入寺跡地の利用計画であります、この重要な遺跡部分を避けまして、跡地の計画を考えていきたいと思っております。具体的には、森林サービス産業の推進協議会の会員の方に、現地のほうを視察していただきましたところ非常にすばらしいロケーションでありまして、森林を感じることができるまたとない場所とのことであります。施設に町道が隣接しておりまして、施設利用に適しているにもかかわらず、この場所、一たび敷地の中に入りますと、森林奥深くに入った感覚となりまして、森林における自然教育に適した場所ではないかと。子どもの環境の場として最適ではないかというふうな意見もいただいております。このことから、今後聞入寺跡地を環境広場的な利用方法で考えていきたいというふうに思っております。

なお、地元の久保田区の方からもこの聞入寺跡地の利活用を地元の子どもたちが使えるような場所にしてほしいなという意見もいただいております。例えば、一案ではあるんですが、環境学習などができるような利用計画というのを考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 聞入寺跡地の現地を見ますと、かなりの大木が生い茂っているわけであります。そうしたところで、また高低差もあるということで、そこをまた開発をしていくということになるならば、かなりの金額をつぎ込まないとできないというふうに思うわけでありますけれども、今そうした事業が実際どうなのかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われるとおり大木のほう、生い茂っておるわけあります。先ほど言いました環境推進員さんのほうがこの中に入ったときの現場、この自然な雰囲気を環境学習の場として使えるかなというところを言われておりまして、今この中を大々的に開発をするという計画ではないわけであります。あくまでも現場のほうで、その今の維持ですね、この現状を環境的に使える場所の維持という意味で進めて

いきたいなというふうに思っております。

今回大木のほうがですね、当然あるわけでありまして。この大木が道路のほうを町道が隣接しておるんですが、この町道のほうに大木が少しせり出してきておるというところにおいて、この敷地一帯を環境学習の場として使うに当たり、道路に大木がせり出してくるというのはどうなのかというところにおきまして、この外周部分において整備をさせていただくというものであります。

○議長（廣野房男君） 14番丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、1番藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 歳出の55款15項10目と20項10目のネットワークアセスメント調査業務委託です。

既に1人1台端末の使用に当たり、ネットワーク環境は整っていると認識していますが、今回の通信環境調査はどのようなことをされるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 令和2年度末に1人1台のタブレットが導入され、併せてルーターやアクセスポイントの設置などを各学校で通信環境の整備を行いました。現在一部の学校では、一斉に接続すると、応答時間が遅くなることなどの報告が入っております。具体的に今回の調査につきましては、通信速度を調査するスループット調査や、通信料でありますトラフィック量の時間別調査等を行いたいと考えております。

特に大規模校であります幸田小学校につきましては、測定機器を増設するなどにより詳細な調査を実施し、調査の実施を計画しているという調査でございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） それでは55款20項10目の南部中学校プール修繕等工事請負費です。

南部中学校のプールの老朽化した排水管の工事ということですが、こういった工事になるのか、内容を詳しく伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 今年度南部中学校ではプールの授業前に、排水溝2か所から漏水していることが確認されました。授業の日程から時間的な余裕がなかったため、簡易的に止水することで今年度のプール事業を終えることができました。今回の補正をお願いいたしますのは、今年度中に、この配管の布設替え工事、配管自体を交換する工事を行うことで来年度の6月からのプール授業に間に合わせるという計画の補正予算でございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） ほかの学校はこういった老朽化どうでしょうか、授業で使用する際に、安全面など支障はないでしょうか、伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 各学校のプールについては設置してからかなりの年数がたっておりますので、学校ごとにそれぞれ不具合がある部分については報告がされているとこ

ろでございます。その中で、現在、今回補正予算をお願いする中にもございますが、例えば幸田中学校のプールにつきましては、今回補正をお願いする中のお金を考えておりますけれども、プールのバルブの取替えということも考えております。

そのほかのプールにつきましても、ろ過器は定期的に点検をしておりますが、施設全体につきましてはその都度、学校のほうから御相談をいただき予算計画を立てながら、順次改修工事を行っているところでございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） それでは御説明いただいていた中で、各校に 1 0 0 万円ずつ補正するというので、先ほど幸中のプールのバルブの件は御説明いただきましたが、そのほかについて内容がもし分かれば伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 中学校管理一般事業の維持修繕等工事請負費の当初予算につきましては、2 6 0 万を計上しておりますが、各学校において早急な対応が必要な事案が現実的には発生しておりまして、その修繕工事費が総額で約 5 0 0 万円以上必要と見込まれることから、各学校を早急に対応したいものからということで、各学校を今回 1 0 0 万円ずつの計 3 0 0 万円をということで、各学校今回 1 0 0 万円ずつの計 3 0 0 万円を補正予算としてお願いするものでございます。

議員お尋ねのその主な工事といたしましては、先ほど申し上げましたように幸田学校ではプールのバルブ取替え修繕、南部中学校では視聴覚準備室改修工事、北部中学校では雨漏り対策修繕工事など早急な対応が必要な工事から順次実施したいため、今回補正をお願いするものでございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第 5 5 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 5 6 号議案及び第 5 7 号議案の質疑を行います。

以上 2 件は通告なしであります。

以上で、第 5 6 号議案及び第 5 7 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定第 2 号議案の質疑を行います。1 4 番、丸山千代子議員の質疑につきましては、通告は資料要求のため質疑を終わります。

次に、13 番、笹野康男議員の質疑につきましては、通告は資料要求のみのため、質疑を終わります。

以上で認定第 2 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定第 3 号議案から認定第 8 号議案までの質疑を行います。

13 番、笹野康男議員の質疑につきましては通告は資料要求のみのため、質疑を終わります。

以上で、認定第 3 号議案から認定第 8 号議案までの質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終了します。

ただいま一括議題となっております第 4 9 号議案から第 5 7 号議案までの 9 件は、会議規則第 3 9 条の規定により、開会日に配付の委員会付託のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を９月２５日の本会議で報告願います。

日程第３、決算特別委員会設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第２号議案から認定第８号議案までの７件については、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、議長を除く１５人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第２号議案から認定第８号議案までの７件については、議長を除く１５人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第９条第１項の規定により、委員長の互選を行います。委員長の互選は９月１０日水曜日午前９時から議場において行いますのでよろしくお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第９条第２項の規定により、年長の委員であります１２番、稲吉照夫議員にお願いします。

決算特別委員会の委員長は、先ほど付託しました議案の審査結果を９月２５日の本会議で報告願います。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は９月２５日木曜日午前９時から会議を再開いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前 １０時０３分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 9 月 8 日

議 長

議 員

議 員